

議案第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成29年 2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が施行されたことに伴い、介護時間制度の新設等をするとともに、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）が施行されることに伴い、養子縁組里親の規定の整備をするほか、関連する条文の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。次条第3項において「法」という。」を削る。

第2条第2項中「職員（」の次に「同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。」を加え、「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、「内容」の次に「（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）」を加え、同条第3項中「法」を「地方公務員法」に改め、「第28条の5第1項」の次に「の規定により採用された職員で同項」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第3条第1項ただし書中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「当該育児短時間勤務」を「当該育児短時間勤務等」に改め、同条第2項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「当該育児短時間勤務」を「当該育児短時間勤務等」に改める。

第4条第2項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「当該育児短時間勤務」を「当該育児短時間勤務等」に改める。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、特に必要と認めるときは、前項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第8条第1項中「市長」の次に「（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）」を加え、同項ただし書中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、同条第2項ただし書中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第8条の2の見出し中「時間外勤務及び深夜勤務」を「深夜勤務及び時間外勤務」に改め、同条第1項から第4項までを次のように改める。

任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）

第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以

下次項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは、「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第8条の3第1項中「昭和46年富津市条例第25号)」の次に「(以下「給与条例」という。)」を、「割り振られた日」の次に「(以下「勤務日等」という。)」を加え、「。以下「勤務日等」という」を削る。

第10条第1項中「勤務日等(」の次に「第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項第1号中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「一般職の職員の給与等に関する条例」を「給与条例」に、「その勤務」を「その期間の勤務」に、「第17条」を「第17条第2項」に、「勤務時間」を「勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第23条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条の見出し中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条中「（規則で定めるものを除く。）」を削り、「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、当該介護休暇の初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。